③　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　独立行政法人雇用・能力開発機構における一般競争（指名競争）参加資格（物品製造等）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で、営業品目が「一般・産業用機器類」、「電子計算機類」、「賃貸借」のいずれかでＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

⑷　本公告の物品を第三者をして貸付けしようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付できる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

⑸　その他独立行政法人雇用・能力開発機構経理担当理事が別に定める資格を有することを証明した者であること。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒231―8333 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地８日石横浜ビル21階　独立行政法人雇用・能力開発機構経理部契約課　電話045―683―1199

E-mail　nkeiri04@ehdo.go.jp

⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３の⑴において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から正午まで及び13時00分から16時00分までの間に交付する。

なお、郵送を希望する場合は、上記⑴の問い合わせ先に申し出ること。

⑶　入札説明会の日時及び場所　平成23年10月25日14時00分　独立行政法人雇用・能力開発機構20階Ｂ会議室

⑷　入札書の受領期限　平成23年11月25日16時00分

⑸　開札の日時及び場所　平成23年12月26日11時00分～　独立行政法人雇用・能力開発機構23階Ｃ会議室

4　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この競争に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに必要な証明書等を入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する機能、性能等の要件のうち、必須とした項目について基準をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書において定める総合評価落札方式をもって落札者を定める。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Mitsuru Kato, Executive Director of Accounting Department, Employment and Human Resources Development Organization of Japan

⑵　Classification of the Products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

①　3D CAD／CAM system (Chiba Polytechnic College) 1 set

②　3D CAD／CAM system (Chubu Polytechnic Center) 1 set

⑷　Lease period : From 1 April, 2012 through 31 March, 2017

⑸　Lease place : As shown in the tender documentation

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting

③　have Grade A, B or C in terms of the Qualification for participating in tenders specified by Employment and Human Resources Development Organization of Japan : “General and industrial equipment” “Computer” “Leasing”

④　prove to have the ability to lease the products concerned by themselves in addition to by a third party, should the products requested through this notice be leased by a third party.

⑤　meet the qualification requirements which may be specified the Employment and Human Resources Development Organization of Japan Official in charge of disbursement of the procuring entity

⑺　Time limit for tender : 16 : 00　25 November, 2011

⑻　Contact point for the notice : The Contract Division, Accounting Department, Employment and Human Resources Development Organization of Japan, 1―1―8, Sakuragi-cho, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 231―8333 Japan. TEL 045―683―1199

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年９月22日

経理責任者　独立行政法人国立病院機構
甲府病院長　長沼　博文

◎調達機関番号　597　◎所在地番号　19

○第 05102 号（No.05102）

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22

⑵　購入等件名及び数量　超音波診断装置１式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　納入期限　平成24年３月31日

⑸　納入場所　独立行政法人国立病院機構甲府病院

⑹　入札方法　入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

⑷　薬事法に基づく医療機器の販売業の許可を得ていることを証明した者であること。

⑸　購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。